<修正>

芦屋市/打出/芦屋/財産区山車助成金支出に係る細則

1. 対象団体は，芦屋市/打出/芦屋/財産区山車維持管理費助成要綱（以下「助成要綱」

という。）第１条に定める山車の保存及び運行活動を行う各地区の「地車愛好会，同

好会，保存会」等の団体とする。

1. 次の各号のいずれにも該当する場合に限り芦屋市/打出/芦屋/財産区年度予算の範

囲内で助成する。

~~(1)　「芦屋まつり協議会」にて承認された団体であること。~~

(1) ~~(2)~~ 打出/芦屋/財産区管理委員会にて委員の過半数の賛同で認められた「地車愛好会，

地車同好会，保存会」等の山車であること。

(2)~~（3）~~　地区の「地車愛好会，同好会，保存会」等として，メンバー構成が地区内で確

　　　　立された組織構成とされていること。（会長，副会長，会計，書記他）

(3)~~（4）~~　その山車の曳手・担ぎ手にあっては，~~その山車の地区内で~~過半数以上の市民のメ

ンバー等で~~が~~構成されていること。

  ~~(5) 新調された山車について継続して，3年以上祭りに参加が確約できること。~~

(4)~~（6）~~　山車の維持管理経費等については，資金計画~~が~~に~~明朗会計~~透明性があること。

(5)~~（7）~~　要綱第５条の「交付申請書」及び要綱第８条の「実績報告書」について虚偽の申

告が判明した場合は，助成要綱第９条により，助成金の返還を求めるものとする。

(6)~~（8）~~ (5)~~（7）~~の結果については，次年度の交付に当たっては，打出/芦屋/財産区管理委

員会にて審議し，その結果を市長報告する。

(7)  ~~(9)~~ 　一時的に祭りに参加するため，山車を他の地区又は市外より一時的に借用し参加

する山車については，この助成金の対象外とする。

要綱及び細則で定めるもののほか，助成金の交付に関して必要な事項は，打出/芦屋/財

産区管理委員会にて審議する。

附　則

この細則は，平成26年10月1日から施行する。

芦屋市/打出/芦屋/財産区山車助成金支出に係る細則

1. 対象団体は，芦屋市/打出/芦屋/財産区山車維持管理費助成要綱（以下「助成要綱」

という。）第１条に定める山車の保存及び運行活動を行う各地区の「地車愛好会，同

好会，保存会」等の団体とする。

1. 次の各号のいずれにも該当する場合に限り芦屋市/打出/芦屋/財産区年度予算の範

囲内で助成する。

（1）　打出/芦屋/財産区管理委員会にて委員の過半数の賛同で認められた「地車愛好会，地車同好会，保存会」等の山車であること。

（2）　地区の「地車愛好会，同好会，保存会」等として，メンバー構成が地区内で確立

された組織構成とされていること。（会長，副会長，会計，書記他）

（3）　その山車の曳手・担ぎ手にあっては，過半数以上の市民でメンバー等が構成され

ていること。

（4）　山車の維持管理経費等については，資金計画に透明性があること。

（5）　要綱第５条の「交付申請書」及び要綱第８条の「実績報告書」について虚偽の申

告が判明した場合は，助成要綱第９条により，助成金の返還を求めるものとする。

（6）　（5）の結果については，次年度の交付に当たっては，打出/芦屋/財産区管理委員

会にて審議し，その結果を市長報告する。

(7) 　一時的に祭りに参加するため，山車を他の地区又は市外より一時的に借用し参加

する山車については，この助成金の対象外とする。

要綱及び細則で定めるもののほか，助成金の交付に関して必要な事項は，打出/芦屋/財

産区管理委員会にて審議する。

附　則

この細則は，平成26年10月1日から施行する。